主 文

本件上告を棄却する。

理 由

被告人本人の上告趣意は、裁判の延期を求めるものであり、弁護人佐々野虎一の上告趣意第一点は、違憲(一九条違反)をいうが、実質は被告人の性格についての事実誤認の主張であり、同第二点は、量刑不当の主張であつて、すべて刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。また、記録を調べても、同法四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号、一八一条一項但書により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和四四年一〇月二八日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	下	村	Ξ	郎
裁判官	田	中	=	郎
裁判官	松	本	正	雄
裁判官	飯	村	義	美
裁判官	関	根	/ \	郷